

令和6年第5回

各務原市議会定例会議案

令和6年11月28日

目 次

議第101号	令和6年度各務原市一般会計補正予算（第9号）	別冊
議第102号	令和6年度各務原市一般会計補正予算（第10号）	別冊
議第103号	令和6年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議第104号	令和6年度各務原市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議第105号	令和6年度各務原市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議第106号	各務原市職員の配偶者同行休業に関する条例について	1頁
議第107号	各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について	6頁
議第108号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	9頁
議第109号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	12頁
議第110号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	14頁
議第111号	各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について	16頁
議第112号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	18頁
議第113号	各務原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例について	20頁
議第114号	各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例について	25頁
議第115号	各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	27頁
議第116号	各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	34頁
議第117号	各務原市下水道条例の一部を改正する条例について	38頁
議第118号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	40頁
議第119号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	42頁
議第120号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	44頁
議第121号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	46頁

議第 1 2 2 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	4 8 頁
議第 1 2 3 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	5 0 頁
議第 1 2 4 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	5 2 頁
議第 1 2 5 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	5 4 頁
議第 1 2 6 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	5 6 頁
議第 1 2 7 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	5 8 頁
議第 1 2 8 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	6 0 頁
議第 1 2 9 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	6 2 頁
議第 1 3 0 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	6 4 頁
議第 1 3 1 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	6 6 頁
議第 1 3 2 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	6 8 頁
議第 1 3 3 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	7 0 頁
議第 1 3 4 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	7 2 頁
議第 1 3 5 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	7 4 頁
議第 1 3 6 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	7 6 頁
議第 1 3 7 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	7 8 頁
議第 1 3 8 号	証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について	8 0 頁
議第 1 3 9 号	電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について	8 2 頁
議第 1 4 0 号	工事請負契約の締結について（市民プール空調設備等更新工事）	8 4 頁
議第 1 4 1 号	工事請負契約の変更について（各務原市新特別支援学校建設工事（建築））	8 6 頁
議第 1 4 2 号	財産の取得について（特定公園施設）	8 7 頁
議第 1 4 3 号	土地の取得について（国指定名勝 木曾川の保存管理）	8 9 頁
議第 1 4 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市慈光園）	9 1 頁
議第 1 4 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市民会館ほか1施設）	9 2 頁
議第 1 4 6 号	公の施設の指定管理者の指定の変更について（各務原市民プール）	9 3 頁
議第 1 4 7 号	市道路線の認定について（市道鶴 1 4 2 8 号線）	9 4 頁

議第 1 4 8 号	市道路線の廃止及び認定について（市道鶉 9 5 号線ほか 6 路線）	9 6 頁
議第 1 4 9 号	市道路線の廃止及び認定について（市道鶉 9 2 2 号線ほか 1 路線）	1 0 0 頁
議第 1 5 0 号	各務原市教育委員会委員の任命について	1 0 3 頁

議第106号

各務原市職員の配偶者同行休業に関する条例について

各務原市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように定めるものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

職員の配偶者同行休業について定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6か月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第8条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、前項に規定する申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引

き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条及び前条第2項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号)第14条に規定する特別休暇のうち市の規則で定めるものを取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合にお

いて、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市の規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第2条の規定による配偶者同行休業の承認及びこれに関し必要な手続その他の行

為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第17条の2 地方公務員法第26条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた職員には、同条第1項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 各務原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第9条中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

議第107号

各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

休暇の種類に子育て部分休暇を加えるため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び第2項中「及び次条第1項から第3項まで」を「、次条第1項から第3項まで及び第16条の3第1項」に改める。

第11条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第16条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第16条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第17条第2項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

(各務原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

(各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「介護時間」の次に「又は勤務時間条例第16条の3第1項に規定する子育て部分休暇」を加える。

(各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 各務原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「又は勤務時間条例第16条の2第1項に規定する介護時間」を「、勤務時間条例第16条の2第1項に規定する介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項に規定する子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第2項の規定による子育て部分休暇の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議第108号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

特定空家等審査会の名称及び所掌事務を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

各務原市附属機関設置条例(令和3年条例第33号)の一部を次のように改正する。

「

別表第1市長の部中	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="533 331 671 461">各務原市 特定空家 等審査会</td> <td data-bbox="671 331 1018 896">空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に該当するかどうか及び同法第7条第2項第6号に規定する特定空家等に対する措置の実施について審査し、その他空家等に関する施策について調査審議すること。</td> </tr> </table>	各務原市 特定空家 等審査会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に該当するかどうか及び同法第7条第2項第6号に規定する特定空家等に対する措置の実施について審査し、その他空家等に関する施策について調査審議すること。	を
各務原市 特定空家 等審査会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に該当するかどうか及び同法第7条第2項第6号に規定する特定空家等に対する措置の実施について審査し、その他空家等に関する施策について調査審議すること。			

」

「

各務原市 空家等審 査会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第1項に規定する管理不全空家等又は同法第2条第2項に規定する特定空家等に該当するか否か及びこれらに対する措置について審査し、その他空家等に関する施策について調査審議すること。	に改める。
--------------------	--	-------

」

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の別表第1に掲げる各務原市特定空家等審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の同表に掲げる各務原市空家等審査会（以下「新審査会」という。）の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の各務原市附属機関設置条例第5条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧審査会の委員としての任期の残任

期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際、現に旧審査会の会長又は副会長である者は、施行日にそれぞれ新審査会の会長又は副会長として定められたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に旧審査会にされた諮問で答申がされていないものは、新審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした審査、調査審議その他の手続は、新審査会がした審査、調査審議その他の手続とみなす。

議第109号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

マイクロチップが装着されている犬の登録手数料を徴収しないこととするため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表2の項第1号中「基づく犬の登録」の次に「(動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により法第4条第1項の規定による申請があったものとみなして行う犬の登録を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。

議第 1 1 0 号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

児童手当法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2の24の項中「特例給付」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 1 1 1 号

各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

地域包括支援センターの人員配置基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「員数」の次に「（運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）により換算した職員の員数。次号において同じ。）」を加え、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「前号の」を「第1号の」に改め、同号の表中「前号ア」を「第1号ア」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）前号の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同号アからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同号の規定による人員配置基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同号アからウまでに掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第112号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

就職マッチングイベント出展企業選定委員会等を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

各務原市附属機関設置条例(令和3年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部各務原市健康増進計画策定委員会の項の次に次のように加える。

各務原市 就職マッ チングイ ベント出 展企業選 定委員会	市が小間を確保する場合 同企業説明会等への出 展企業の選定について 審査すること。	5人	(1)企業の採用活動等に 関し優れた識見を有する 者 (2)市の職員	委嘱又は 任命の日 から審査 が終了す るまで
--	--	----	---	-------------------------------------

別表第1市長の部各務原市産業振興ビジョン策定委員会の項の次に次のように加える。

各務原市 ものづく りビジネ スマッチ ング支援 事業補助 金審査会	ものづくりビジネスマ ッチング支援事業補助 金の補助事業の採択に ついて審査すること。	5人	(1)中小企業の経営に関し 優れた識見を有する者 (2)市の職員	1年
--	--	----	--	----

附 則

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

議第 1 1 3 号

各務原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例について

各務原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

工場立地特例対象区域における製造業等に係る工場又は事業場の緑地面積率等について、工場立地法の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、工場立地法で使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	地域未来投資促進法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域のうち、それぞれ市長が定める区域	100分の10以上	100分の15以上
乙種区域		100分の5以上	100分の10以上
丙種区域		100分の5以上	100分の10以上

(既存工場等に係る面積の算定)

第4条 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている、又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が前条の表に掲げる甲種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

- (1) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積 $G \geq P / \gamma$ ($0.1 - G_0 / S$) とする。ただし、 P / γ ($0.1 - G_0 / S$) $> 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。これ

らの式において、 G 、 P 、 γ 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ア G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

イ P 当該変更に係る生産施設的面積

ウ γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

エ G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

オ S 当該既存工場等の敷地面積

カ G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積 $E \geq P / \gamma (0.15 - E_0 / S)$ とする。ただし、 $P / \gamma (0.15 - E_0 / S) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。これらの式において、 E 、 P 、 γ 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ア E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

イ P 当該変更に係る生産施設的面積

ウ γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

エ E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

オ S 当該既存工場等の敷地面積

カ E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

2 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が前条の表に掲げる甲種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生

産施設の面積の変更が行われるときは、同表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積 $G \geq \sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.1 - G_0 / S)$

$- G_0 / S)$ とする。ただし、 $\sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.1 - G_0 / S) > 0.1 S - G_1$

> 0 のときは $G \geq 0.1 S - G_1$ とし、 $0.1 S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ア G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

イ n 当該既存工場等が属する業種の個数

ウ P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

エ γ_j j 業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合

オ G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

カ S 当該既存工場等の敷地面積

キ G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積 $E \geq \sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j$

$(0.15 - E_0 / S)$ とする。ただし、 $\sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.15 - E_0 / S) >$

$0.15 S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15 S - E_1$ とし、 $0.15 S - E_1 \leq 0$

のときは $E \geq 0$ とする。これらの式において、 E 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ア E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

イ n 当該既存工場等が属する業種の個数

ウ P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

エ γ_j j 業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合

オ E。当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

カ S 当該既存工場等の敷地面積

キ E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

- 3 前2項の規定は、既存工場等が前条の表に掲げる乙種区域又は丙種区域の区域の範囲内に存する場合について準用する。この場合において、第1項第1号及び前項第1号中「0.1」とあるのは「0.05」と、第1項第2号及び前項第2号中「0.15」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（各務原市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例の一部改正）

- 2 各務原市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例（平成30年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「10年間」を「令和6年12月31日までの間」に改める。

議第 1 1 4 号

各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例の一部を
改正する条例について

各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途を改めるため、この条例
を定めようとする。

各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例の一部を
改正する条例

各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「専ら自己の居住の用に供する建築物で」を「貸付けの用に供する住宅を除き」に改め、同条第2号中「建築物」を「兼用住宅」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1号の規定は、この条例の施行の日以後に申請される都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定による許可の基準について適用し、同日前に申請されたこれらの規定による許可の基準については、なお従前の例による。

議第 1 1 5 号

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

水道料金の支払義務者を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

各務原市水道事業給水条例（平成10年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給水区域」を「各務原市の水道事業の給水区域」に改め、同項ただし書中「ある」を「できる」に改め、同条第2項中「経費」を「費用」に改める。

第5条本文を次のように改める。

前条第1項の規定により給水装置工事の申込みをした者は、当該給水装置工事に要する費用を負担しなければならない。

第6条第1項中「又は」の次に「法第16条の2第2項に規定する」を加える。

第7条第3項中「給水装置工事に係る施工基準（以下「施工基準」という。）」を「市長が別に」に改める。

第8条第2項第2号中「間接経費」の次に「（支給材料の調達に要する経費に限る。）」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 第1項に規定する工事費及び第2項に規定する市へ納付しなければならない費用の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、過不足の額が100円未満のときは、この限りでない。

第11条中「市は、」を「第4条第1項の規定により申込みがされた」に、「の申立てがあっても、その責を負わない」を「があるときは、給水装置工事の申込みをした者の責任とする」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合を除き、制限し、又は停止しないものとする。

第12条第3項中「市は、」を削り、「あっても」の次に「、市は」を加える。

第13条中「市長が」を「市長の」に改める。

第14条第1項中「ときは」の次に「、水道の使用に関する事項を処理させるため」を加え、「選定し、市長に届け出なければ」を「選定しなければ」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 共同住宅等（1個の量水器を2戸以上の専用住宅で使用する共同住宅（その一部に店舗、事務所等を有する共同住宅を含む。）をいう。以下同じ。）において給水装置を共同で使用する場合であって、第24条第3項の規定の適用を受けよ

うとするとき。

第14条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「前項の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定により総代人として選定された者は、速やかに市長に届け出なければならない。

3 総代人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 総代人に変更があったとき。

(2) 氏名又は住所に変更があったとき。

(3) 第24条第3項の規定の適用を受ける共同住宅等の使用戸数に変更があったとき。

第15条第1項中「給水量」を「使用水量」に改める。

第16条の見出し中「管理」を「貸与」に改め、同条第2項中「き損した」を「毀損した」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「(水道の使用者若しくは総代人又は給水装置の所有者をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

量水器は、市長が設置して、水道の使用者若しくは総代人又は給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

第17条を次のように改める。

(使用中止等の届出)

第17条 水道の使用者は、水道の使用中止(使用をやめることをいう。以下同じ。)をするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 給水装置の所有者は、閉栓(給水装置を通水しない状態にすることをいう。)をしようとするときは、市長に届け出なければならない。

3 水道の使用者は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4 給水装置の所有者に変更があったときは、当該変更後の給水装置の所有者は、速やかに市長に届け出なければならない。

第18条第3項中「市は、水道使用者等が」を削り、「その責を負わない」を「水道使用者等の責任とする」に改める。

第20条中「水道使用者等」を「水道の使用者(総代人が選定されている場合にあ

つては、総代人)」に改める。

第21条に次の1項を加える。

2 料金は、2月ごとに徴収するものとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、毎月又は随時に徴収することができる。

第22条第1項中「毎月」を「隔月の」に改め、「月分」の次に「及びその前月分」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その使用水量は、各月均等とみなす。

第22条第2項を削り、同条第3項中「市長は、やむを得ない理由がある」を「前項の規定にかかわらず、市長が必要であると認めたと」に改め、同項を同条第2項とする。

第23条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 使用水量の認定に係る基準については、市長が別に定める。

第24条第1項を次のように改める。

料金の算定の基準となる期間の中途において水道の使用を開始し、又は使用中止をした場合における当該使用の期間の料金は、次に掲げるところにより算定した基本料金及び水量料金の合計額に当該合計額に対して課される消費税等相当額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 基本料金については、次に掲げる区分に応じ次に定める月分として算定した額

ア 使用日数が15日以下の場合 0.5月分

イ 使用日数が16日以上30日以下の場合 1月分

ウ 使用日数が31日以上45日以下の場合 1.5月分

エ 使用日数が46日以上の場合 2月分

(2) 水量料金については、使用日数が30日以下の場合にあつては1月分として、

31日以上の場合にあつては2月分として算定した額。この場合において、水量料金を2月分として算定するに当たっては、その使用水量は、各月均等とみなす。

第24条第2項中「月」を「料金の算定の基準となる期間」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 共同住宅等の料金は、総代人の申請により、1月につき、次に掲げるところにより算定した基本料金及び水量料金の合計額に当該合計額に対して課される消費税等相当額を加えた額とすることができる。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 基本料金については、別表第1（基本料金）の表1 3ミリメートルの項に定める金額にその使用戸数を乗じて得た額
- (2) 水量料金については、別表第1（水量料金）の表中「10立方メートル」とあるのは「10立方メートルにその使用戸数を乗じて得た水量」と、「25立方メートル」とあるのは「25立方メートルにその使用戸数を乗じて得た水量」と読み替えて、同表の規定を適用して算定した額

第25条第1項中「毎月」を削り、同項ただし書並びに同条第2項及び第3項を削る。

第26条第1項中「以下この項」を「第2号」に、「その工事の区分ごとに次に定める額に」を「次の各号に掲げる工事の区分ごとに当該各号に定める額に当該額に対して課される」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「この項」を「この条」に、「その工事の区分ごとに次に定める額に」を「次の各号に掲げる工事の区分ごとに当該各号に定める額に当該額に対して課される」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 共同住宅等における受水槽以降の給水設備の改造工事をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けるとともに、前項第2号に定める額に当該額に対して課される消費税等相当額を加えた額を給水負担金として納付しなければならない。

第26条第4項中「の申込みの際又は前項の規定により新たに給水を受ける」を「又は前項の給水設備の改造工事の申込みの」に改め、同条第5項ただし書を削る。

第27条中「、当該手続の申請者から、事前に」を削り、「金額を手数料として」を「額の手数料を」に改め、同条ただし書を削り、同条第5号を次のように改める。

- (5) 次のいずれかに該当する開栓 1回につき2,000円

- ア 第17条第2項の規定による届出により閉栓が行われている給水装置の開栓
イ 第32条各項又は第33条の規定による給水の停止が行われている給水装置の開栓

第27条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条に次の1項を加える。

- 2 手数料は、手続の申請又は申込みをする者（前項第5号イの開栓に係る手数料にあっては、開栓により給水を受けることとなった者）から、申請又は申込みの際（同号ア又はイの開栓に係る手数料にあっては、開栓をした後）に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第28条第1項中「経費」を「費用」に改める。

第32条第2項中「給水装置が」の次に「市長又は」を加える。

第33条中「水道使用者等」を「水道の利用者（総代理人が選定されている場合にあつては、総代理人）」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1）第8条の工事費、第20条の料金、第26条の給水負担金、第27条の手数料又は第28条の工事負担金を市長が指定する期限までに納付しないとき。

第33条第3号中「警告を発しても、なお、給水栓を、」を「給水栓を」に改め、「使用している」の次に「場合において、警告を発してもなお、これを改めない」を加える。

第34条の見出し中「撤去」を「撤去等」に改め、同条第1項を次のように改める。

給水装置の所有者は、給水装置を廃止しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

第34条第3項を削り、同条第2項中「を切り離す」を「の撤去等又は切離しを行う」に改め、同項第3号中「前条各号」を「前条の規定」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る給水装置の撤去その他の給水装置の使用又は復旧をできない状態にする措置（次項において「撤去等」という。）を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

4 前項の規定による切離しは、給水装置から量水器を取り外すことにより行うものとする。

第36条第1項中「（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）」を削る。

別表第1中「第21条」の次に「、第24条」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（水道料金に関する経過措置）

2 改正後の各務原市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の規定中水道料金の算定及び徴収に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）後の点検に係る水道料金について適用し、施行日以前の点検に係る水道料金につい

ては、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に水道の使用を中止した場合における当該使用の期間の水道料金については、なお従前の例による。

(総代人に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に改正前の各務原市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）第14条第1項第2号に該当して同項の規定により総代人として届け出られている者（旧条例第17条第2項の規定により変更後の総代人として届け出られている者を含む。）は、新条例第14条第1項第1号に該当して同条第2項の規定により総代人として届け出られた者とみなす。

(給水負担金に関する経過措置)

- 5 新条例第26条の規定は、施行日以後に申込みがされた給水装置工事又は同条第3項に規定する受水槽以降の給水設備の改造工事に係る給水負担金について適用し、同日前に申込みがされた給水装置工事（旧条例第34条第3項の規定により新たに給水装置工事をしようとするものとして申込みがされたものを含む。）に係る給水負担金及び旧条例第26条第3項において準用する同条第2項の規定により納付しなければならない給水負担金については、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

- 6 新条例第27条（第1項第5号アに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行う同号アの開栓（この条例の公布の日前に申込みがあったものを除く。）に係る手数料について適用する。

- 7 新条例第27条（第1項第5号イに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行う同号イの開栓（給水の停止の原因となった事由の消滅を市長が施行日前に確認した場合におけるものを除く。）に係る手数料について適用する。

- 8 施行日前に申請された旧条例第27条第5号の確認に係る手数料については、なお従前の例による。

- 9 施行日前に行った旧条例第27条第6号の閉栓に係る手数料については、なお従前の例による。

(給水装置の撤去等に係る経過措置)

- 10 給水装置の撤去等に係る新条例第34条第3項の規定の適用については、施行日前の期間は、同項各号の期間に算入しない。

議第 1 1 6 号

各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

布設工事監督者等の資格基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「) の」を「) において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を「において機械工学科若しくは電気工学科」に、「これ」を「これら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「もの」を「者」に、「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」及び「それぞれ」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第5条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」を「に」、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「、工学」を「工学」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、「それぞれ」を削り、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成31年4月1日前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、第4条第10号及び第5条第7号の規定の適用については、同項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例(平成31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

議第 1 1 7 号

各務原市下水道条例の一部を改正する条例について

各務原市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

公共下水道の使用料の支払義務者を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市下水道条例の一部を改正する条例

各務原市下水道条例（平成2年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条中「が専属する」を「を選任している」に改める。

第12条第10号を次のように改める。

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和46年岐阜県条例第33号）により、当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）当該排水基準に係る数値

第17条第1項中「使用者等」を「使用者（総代人が選定されている場合にあつては、総代人）」に改める。

第20条第1項中「算定し、」の次に「当該使用の期間の」を加え、「排除量を」を削る。

第21条中「使用者」の次に「（総代人が選定されている場合にあつては、総代人）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第17条第1項及び第21条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）の算定に係る2使用月（以下「2使用月」という。）の末日が到来する使用料について適用し、施行日前に2使用月の末日が到来した使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に公共下水道の使用を休止し、又は廃止した場合における当該使用の期間の使用料については、なお従前の例による。

議第 1 1 8 号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、岐阜市との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

岐阜市と各務原市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

岐阜市と各務原市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3
月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第 1 1 9 号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、大垣市との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

大垣市と各務原市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

大垣市と各務原市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3
月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第120号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、関市との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

関市と各務原市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約

関市と各務原市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第121号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、美濃市との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

美濃市と各務原市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

美濃市と各務原市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3
月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第122号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、羽島市との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

羽島市と各務原市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

羽島市と各務原市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3
月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第123号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、岐南町との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

各務原市と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3
月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第124号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、笠松町との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

各務原市と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3
月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第125号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、養老町との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

各務原市と養老町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3
月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第126号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、垂井町との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

各務原市と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3
月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第127号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、関ヶ原町との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約

各務原市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第128号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、神戸町との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

各務原市と神戸町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3
月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第129号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、輪之内町との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約

各務原市と輪之内町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第130号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、安八町との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

各務原市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3
月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第131号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、大野町との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

各務原市と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3
月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第132号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、池田町との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

各務原市と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3
月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第133号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、北方町との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

各務原市と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年3
月24日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第134号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、山市との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

各務原市と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成15年3
月26日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第135号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、瑞穂市との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

各務原市と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成15年5
月12日各務原市議会承認）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第136号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、本
巢市との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託
を廃止しようとする。

各務原市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

各務原市と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成15年1
2月18日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第137号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、揖斐川町との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約

各務原市と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成16年12月17日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第138号

証明書の交付等に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、海津市との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

各務原市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する
規約

各務原市と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成17年3
月16日各務原市議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第139号

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、山
口市、下呂市及び美濃加茂市との間の電子情報処理による戸籍事務の委託を廃止する
ものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

戸籍事務の標準化に伴い、電子情報処理による戸籍事務の委託を廃止しようとする。

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約を廃止する規約

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約（平成24年9月26日各務原市
議会議決）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和7年6月9日から施行する。

議第140号

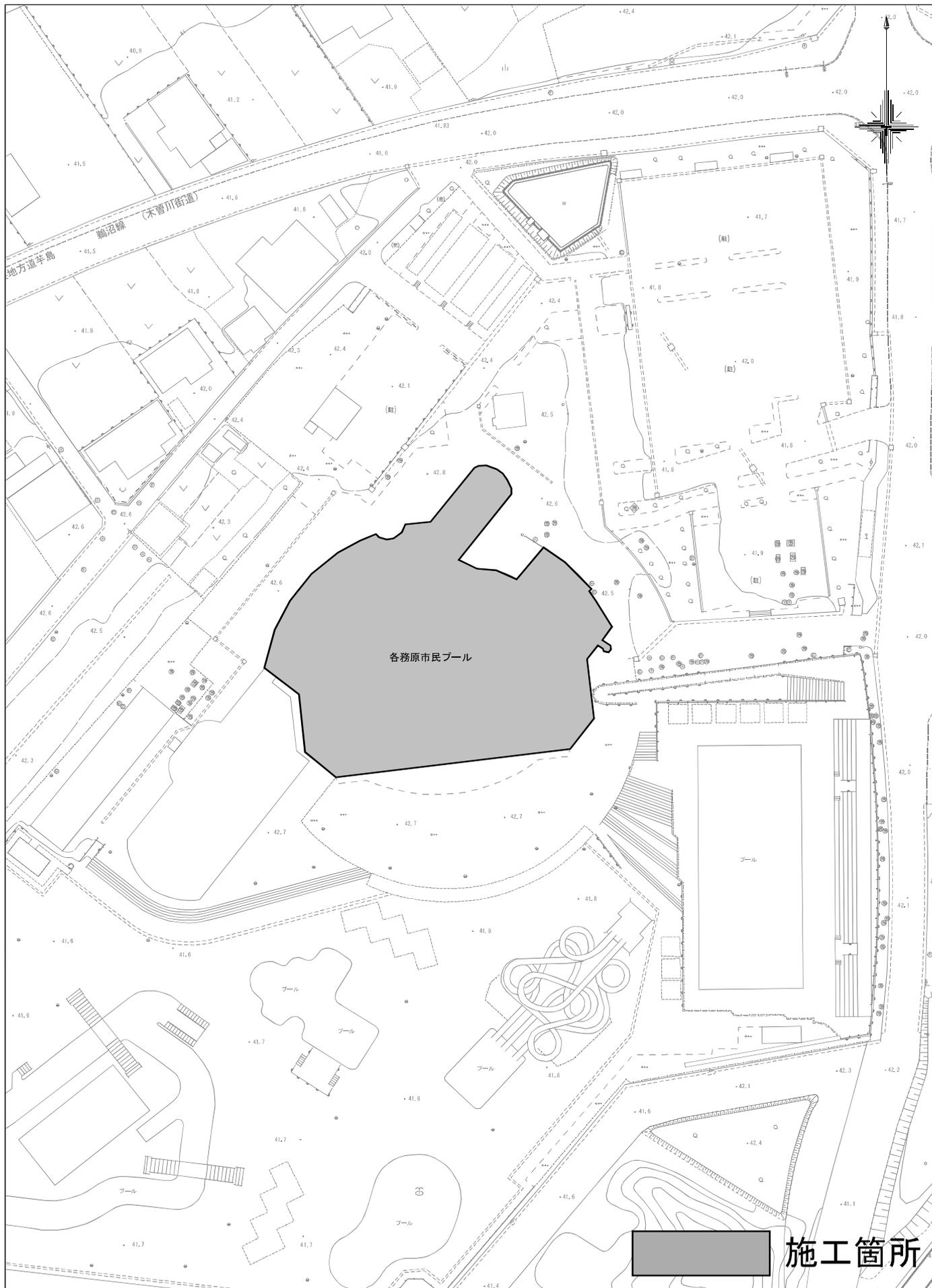
工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

- 1 契約の目的 市民プール空調設備等更新工事
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約の金額 357,500,000円
- 4 契約の相手方 各務原市鵜沼川崎町1丁目9番地
川崎・丸共特定建設工事共同企業体
代表者 各務原市鵜沼川崎町1丁目9番地
川崎設備工業株式会社 各務原営業所
所長 田村直樹
構成員 各務原市那加前洞新町4丁目89番地
丸共管工株式会社
代表取締役 安藤猛



議第141号

工事請負契約の変更について

各務原市新特別支援学校建設工事（建築）の請負契約（令和5年6月29日各務原市議会議決）中「4,031,500,000円」を「4,013,919,800円」に変更するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

議第142号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

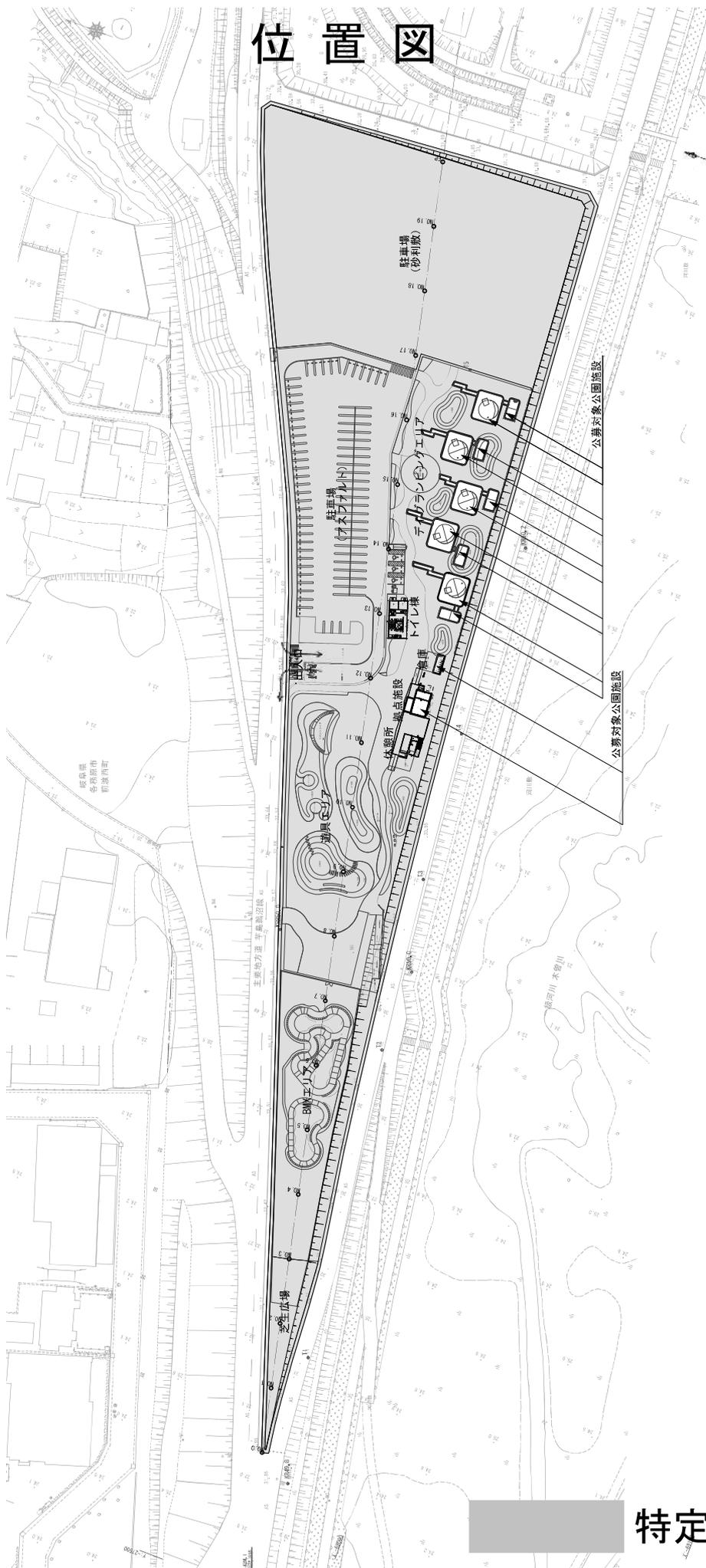
令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する物件 | 特定公園施設 |
| 2 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 3 | 取得の価格 | 238,000,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 愛知県名古屋市西区新福寺町1丁目57番地
各務原トライアングル共同企業体
代表構成団体 愛知県名古屋市西区新福寺町1丁目57番地
蔦井株式会社
代表取締役社長 熊田光男
構成団体 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目7番1号
株式会社オノコム
執行役員 統括 浅井信男
構成団体 東京都中央区日本橋人形町3丁目9番4号
株式会社スペース
代表取締役社長 佐々木靖浩 |

位置図

1:1800



特定公園施設

議第143号

土地の取得について

次のとおり土地を取得するものとする。

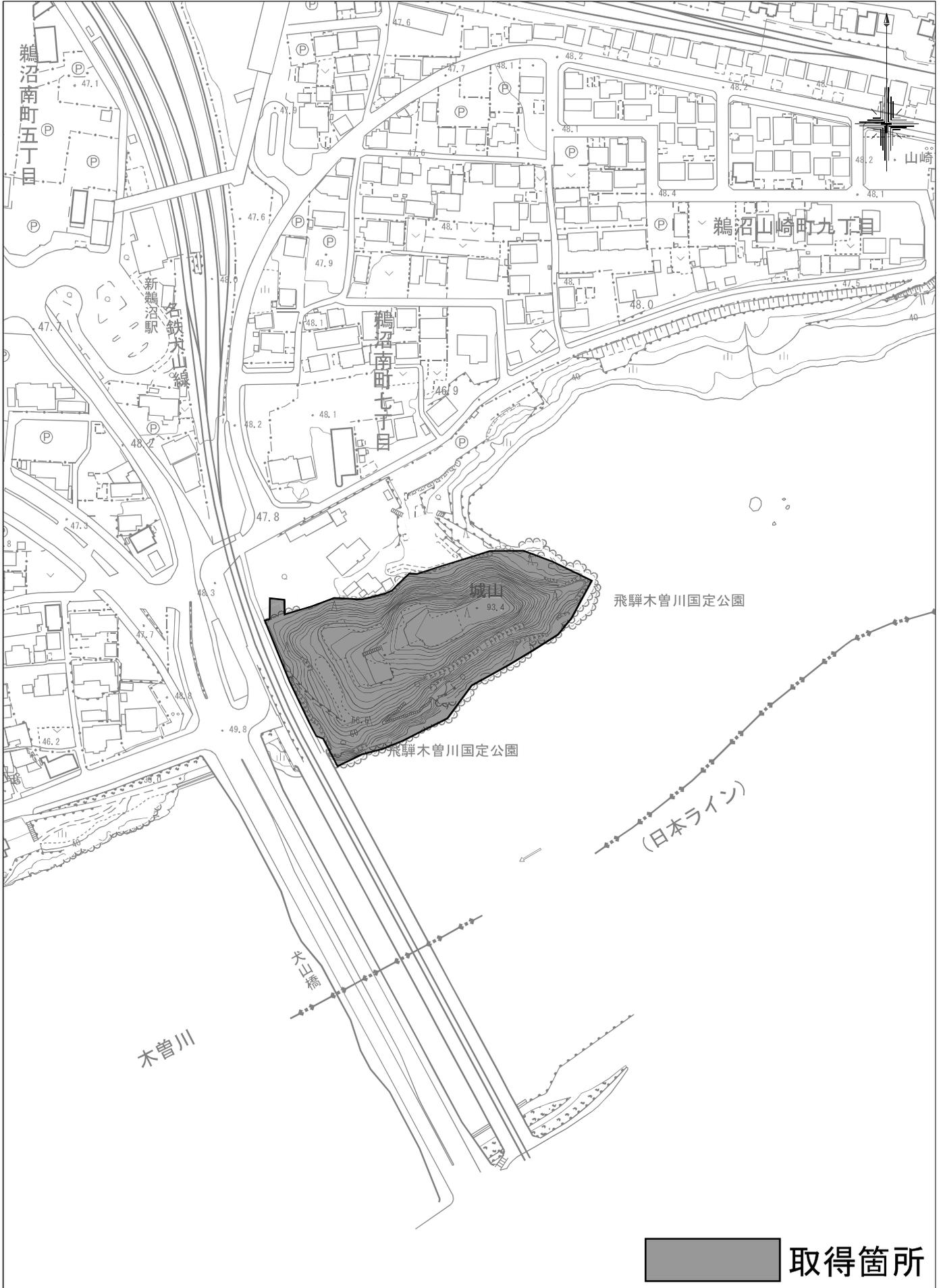
令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

1 取得する土地の所在、地目及び地積

所 在	地 目	地 積 (m ²)
各務原市鵜沼南町7丁目221番	宅地	13,268.59

- 2 取得の目的 国指定名勝 木曾川の保存管理
- 3 取得の方法 随意契約による買収
- 4 取得の価格 111,262,351円
- 5 取得の相手方 各務原市土地開発公社
理事長 古田澄信



取得箇所

議第144号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
各務原市慈光園
- 2 指定管理者となる団体の名称
岐阜県関市武芸川町谷口2221番地1
社会福祉法人美谷会
理事長 森川幸江
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第145号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
各務原市民会館
各務原市文化ホール
- 2 指定管理者となる団体の名称
各務原市那加桜町2丁目186番地
公益財団法人かかみがはら未来文化財団
代表理事 井戸輝雄
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第146号

公の施設の指定管理者の指定の変更について

各務原市民プールの指定管理者の指定（令和元年12月20日各務原市議会議決）の一部を次のように変更するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

3中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

議第 1 4 7 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

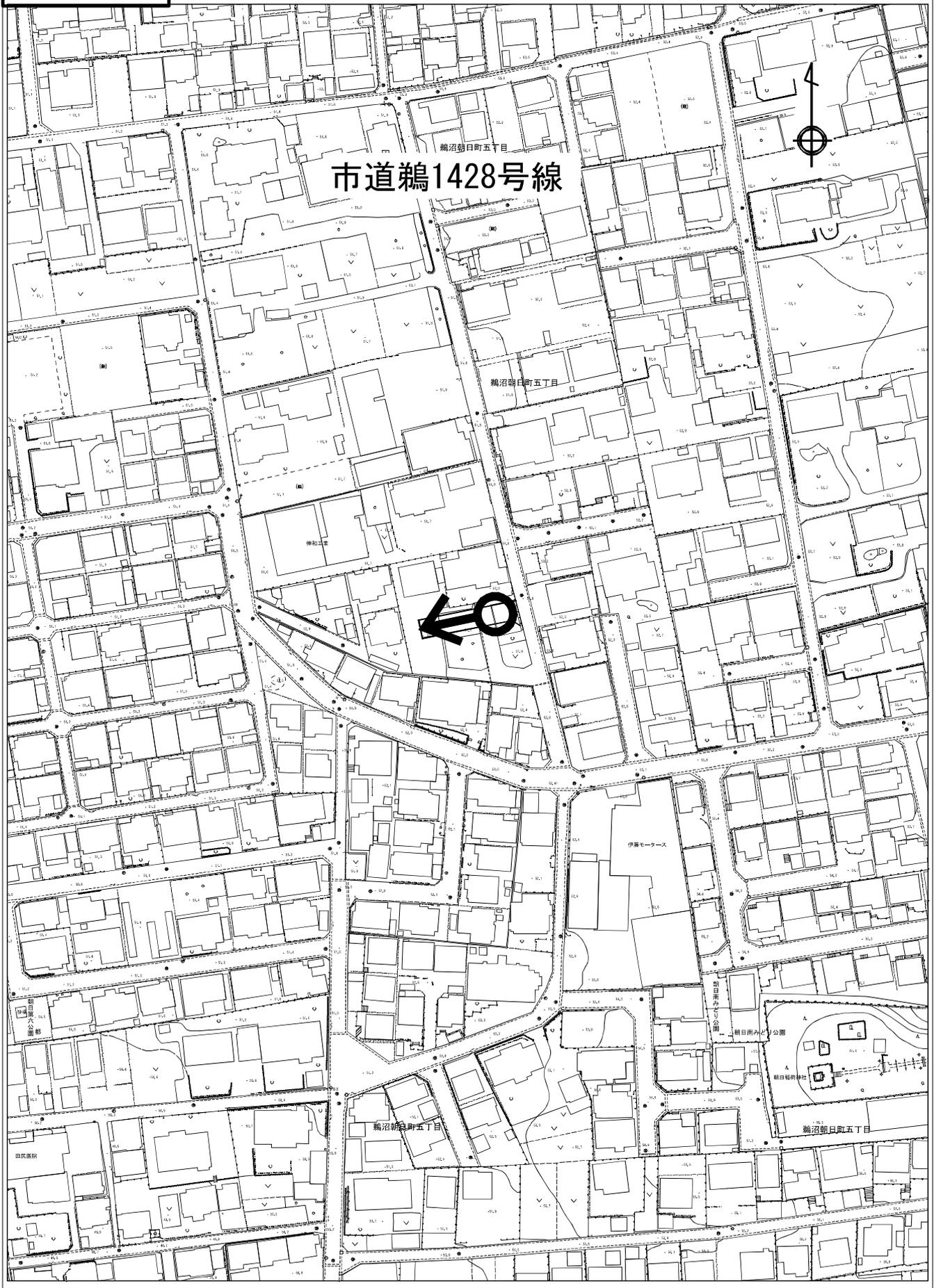
令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 4 2 8 号線	各務原市鵜沼朝日町 5 丁目 1 1 2 番 8	地先から
	各務原市鵜沼朝日町 5 丁目 1 1 2 番 1 1	地先まで



議第148号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

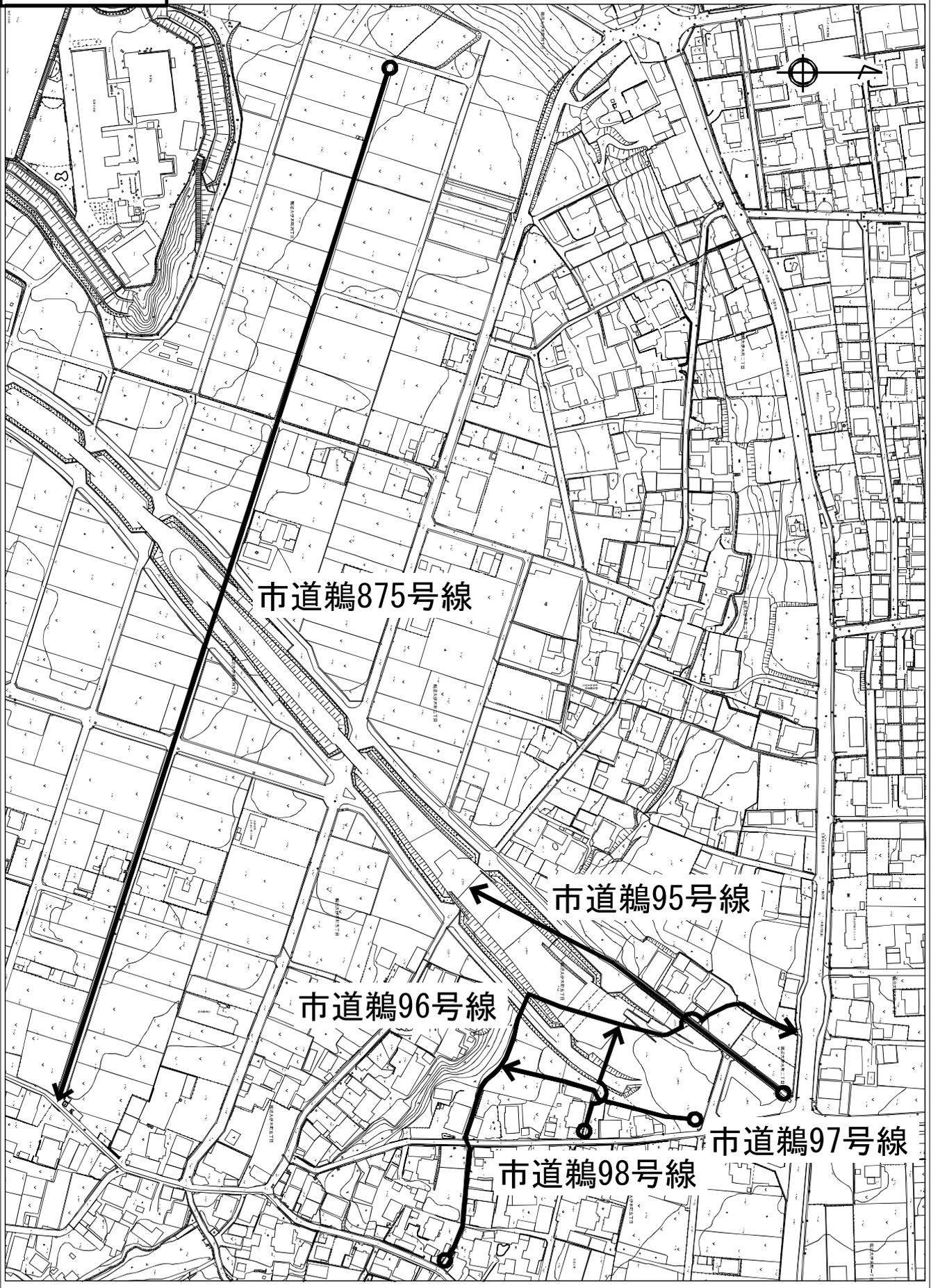
都市計画道路各務原扶桑線の側道建設に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 鵜95号線	各務原市鵜沼大伊木町5丁目1番2	地先から
	各務原市鵜沼大伊木町5丁目76番	地先まで
市道 鵜96号線	各務原市鵜沼大伊木町5丁目112番3	地先から
	各務原市鵜沼大伊木町2丁目87番1	地先まで
市道 鵜97号線	各務原市鵜沼大伊木町5丁目10番1	地先から
	各務原市鵜沼大伊木町5丁目65番1	地先まで
市道 鵜98号線	各務原市鵜沼大伊木町5丁目63番	地先から
	各務原市鵜沼大伊木町5丁目71番	地先まで
市道 鵜875号線	各務原市鵜沼大伊木町4丁目40番	地先から
	各務原市鵜沼大伊木町5丁目198番	地先まで

2 認定路線

路線名	起 点		重要な 経過地
	終 点		
市道 鵜 9 5 号線	各務原市鵜沼大伊木町 2 丁目 8 6 番 1	地先から	
	各務原市鵜沼大伊木町 2 丁目 9 8 番 1	地先まで	
市道 鵜 9 6 号線	各務原市鵜沼大伊木町 5 丁目 1 1 2 番 2	地先から	
	各務原市鵜沼大伊木町 5 丁目 7 9 番 1	地先まで	
市道 鵜 9 7 号線	各務原市鵜沼大伊木町 5 丁目 1 1 番 2	地先から	
	各務原市鵜沼大伊木町 5 丁目 6 5 番 1	地先まで	
市道 鵜 9 8 号線	各務原市鵜沼大伊木町 5 丁目 6 3 番	地先から	
	各務原市鵜沼大伊木町 5 丁目 6 6 番 1	地先まで	
市道 鵜 8 7 5 号線	各務原市鵜沼大伊木町 4 丁目 4 0 番	地先から	
	各務原市鵜沼大伊木町 4 丁目 1 1 8 番 1	地先まで	
市道 鵜 1 4 2 9 号線	各務原市鵜沼大伊木町 2 丁目 8 7 番 1	地先から	
	各務原市鵜沼大伊木町 5 丁目 3 番 3	地先まで	
市道 鵜 1 4 3 0 号線	各務原市鵜沼大伊木町 4 丁目 1 2 2 番 1	地先から	
	各務原市鵜沼大伊木町 5 丁目 1 9 8 番	地先まで	





議第149号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

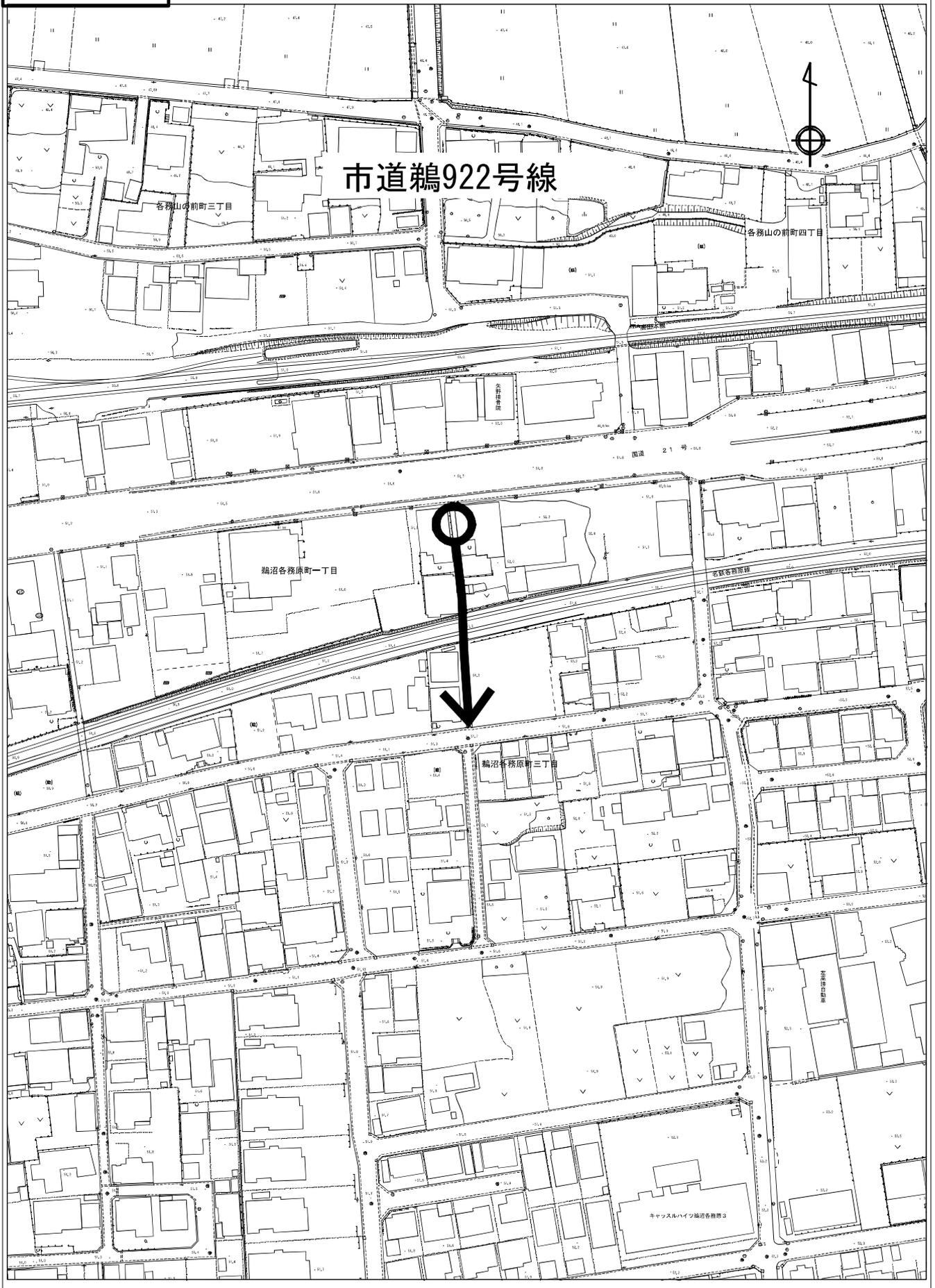
市道鵜941号線道路改良事業に伴う名電各務原3号踏切道の廃止により、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

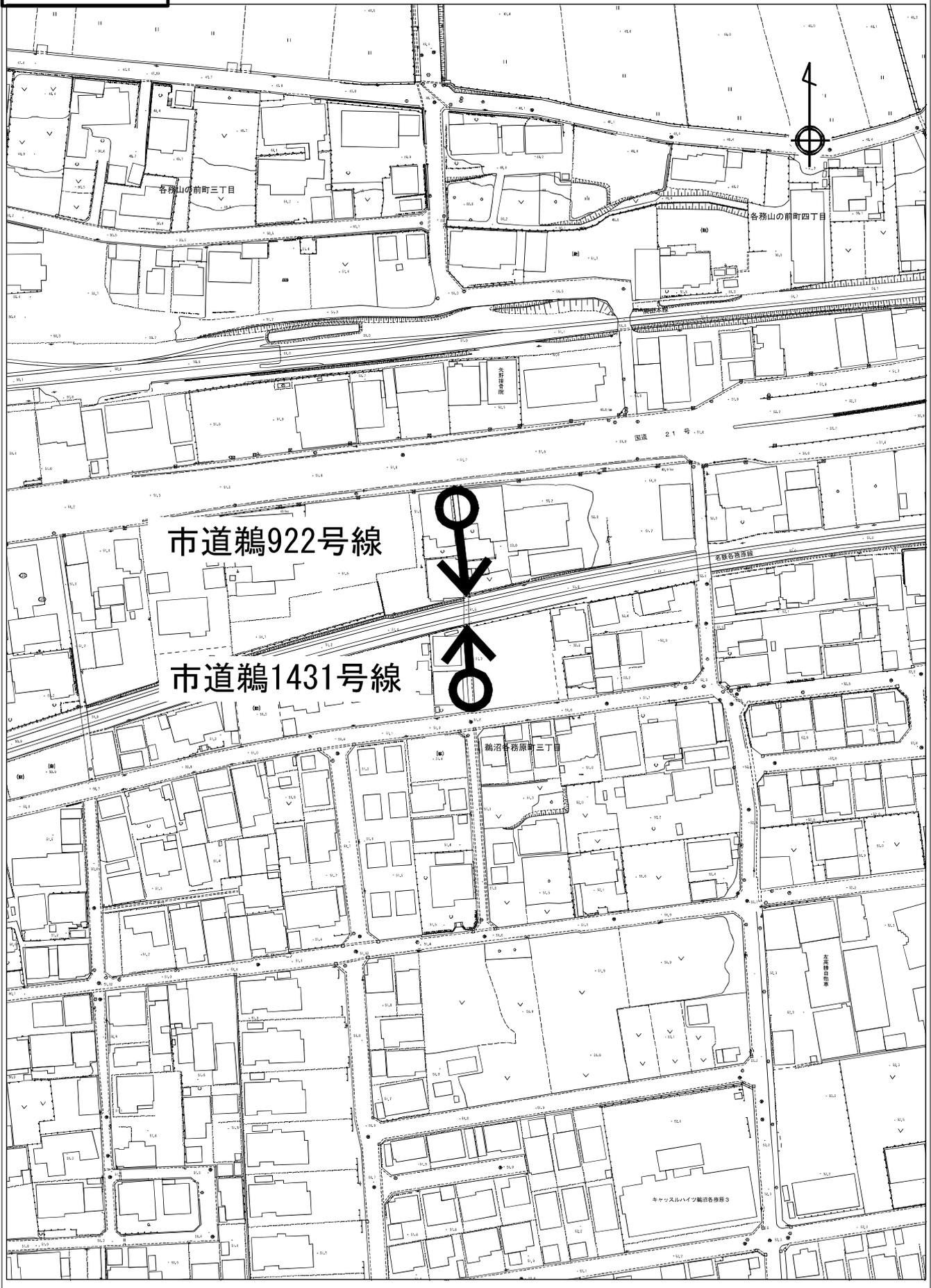
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 鵜922号線	各務原市鵜沼各務原町1丁目130番 地先から	
	各務原市鵜沼各務原町3丁目424番1 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 鵜922号線	各務原市鵜沼各務原町1丁目130番 地先から	
	各務原市鵜沼各務原町1丁目130番 地先まで	
市道 鵜1431号線	各務原市鵜沼各務原町3丁目423番1 地先から	
	各務原市鵜沼各務原町3丁目423番3 地先まで	





議第150号

各務原市教育委員会委員の任命について

各務原市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年11月28日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 愛知県名古屋市西区上名古屋※※※※

氏 名 林 ゆ り

生年月日 昭和42年※※月※※日

提案理由

各務原市教育委員会委員林ゆり氏の任期が12月18日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

